18. アブデルハリーム・ハーフィズ・アブデルファッターフ・レマドナ（別名：(a)アブデルハリーム・レマドナ(b)ジャローレ）
ABDELHALIM HAFED ABDELFATTAH REMADNA（a.k.a.：(a)Abdelhalim Remadna (b) Jalloul）
生年月日：1966年4月2日
出生地：Biskra, Algeria
国籍：アルジェリア
住所：アルジェリア
その他の情報：2006年8月12日にイタリアからアルジェリアに強制送還された。
20. アル・アズハル・ベン・モハンメド・ベン・アル・アーブド・アル・ティリーリ（別名：ラザール・ベン・モハンメド・ティリーリ）
AL-AZHAR BEN MOHAMMED BEN EL-ABED AL-TLILI（a.k.a.：Lazar Ben Mohammed Tilli）
生年月日：1969年3月26日
出生地：Feriana, Al-Kasrain, Tunisia
国籍：チュニジア
旅券番号：チュニジア旅券M351140（2005年6月16日失効）
住所：Via Carlo Porta n. 97, Legnano, Italy
その他の情報：Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：TLLLHR69C26Z352G。2006年9月6日にフランスからイタリアに引き渡された。2007年1月15日イタリアの刑務所から釈放された。チュニジアにおいて本人不在のまま懲役20年の判決を受けた。母の名前はEssayda Bint Salih Al-Tlili。
28. 削除
34. 削除

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市伊豆木一六〇三の八から一六〇三の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯田市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町河井字岸道谷四一五の二、四一五の一五、四一五の二一、四一五の二二、加茂町物見字古屋一五四六の二から一五四六の四まで、字毎見一八一一の一から一八一一の四まで、加茂町宇野字大安方六〇九の一から六〇九の七まで、六〇九の九、六〇九の一一、字小安方六一〇の一から六一〇の四まで、字金ミソ谷六一一の一、六一一の三、六一一の六、字コボセガ谷六一二の一、六一二の三から六一二の五まで、六一二の一〇、六一二の一三、六一二の一四、大篠字丸山三七一七の一から三七一七の三まで、字中ノ垰三七一八の一から三七一八の七まで、三七一八の一〇、三七一八の一一、上横野字中ノ谷三四九六の一から三四九六の四まで、字ダンドウ寺三四九七の一、三四九七の二、三四九七の五、三四九七の九から三四九七の三一まで、字アジヤ利畑三四九八の一から三四九八の八まで、苫田郡鏡野町上齋原字赤和瀬一七八四の一、一七八四の七五、一七八四の七六、一七八四の七八から一七八四の八二まで、一八〇五の一、真庭市小童谷字日尾谷一八九の第一、一八九の二から一八九の四まで、字伯佐奥三三五の第二、田羽根字入道仙七四九の一一四、七四九の一八〇、七四九の一八一、粟谷字杉成奥一一六七の二、字本小松一三六八の四、字カケ山一〇三五の二、字コブ谷山一一三四の五、一一三四の六、字一白山一一六三の一三、字切リ渡シ一三八〇の一、一三八〇の二、一三八〇の四、一三八〇の五

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市瓜生原字岩戸一九三四の四、一九四〇の一、一九四一の三、字見内原一九三八の一、一九五一、一九五二の一、一九五二の五、字祖父谷一九四二の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字見内原一九五一、一九五二の一、一九五二の五、字祖父谷一九四二の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）